

建築士の皆様へ 「応急危険度判定士」への登録をお願いいたします！

ご存じですか？ 応急危険度判定士

応急危険度判定とは

大地震により被災した建築物は、余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などのおそれがあります。

応急危険度判定は、このような建築物の危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としています。



判定ステッカー

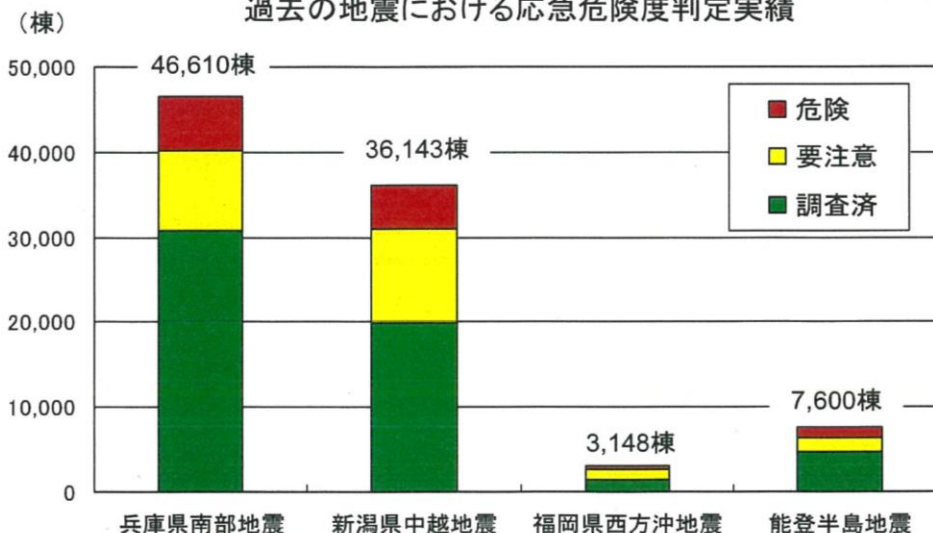


応急危険度判定士とは

応急危険度判定は、災害対策本部長(市町村長)の判断により実施されますが、大規模災害の場合には、判定を必要とする建築物の量的な問題や被災地域の広域性から、行政職員だけでは対応が難しい場合があります。

そこで、ボランティアとして協力していただける民間の建築士等の方々に、応急危険度判定に関する講習を受講していただくことなどにより、応急危険度判定を行う技術者として都道府県知事が認定登録しているのが「応急危険度判定士」です。

過去の地震における応急危険度判定実績



応急危険度判定士の登録状況

平成21年3月末現在、全国で約10万人の方が応急危険度判定士として登録されており、災害時の判定作業に活躍されています。

しかし、中央防災会議「首都直下地震避難対策等専門調査会報告」(平成20年10月)では、首都直下地震の発災時には判定に約1ヶ月を要する可能性があるとして指摘されています。他の地域でも大規模な地震等が発生した場合には、判定士が不足するおそれがあります。

避難者対策としての応急危険度判定

大規模災害が発生した場合には、膨大な数の避難者が発生し、避難所の収容力が不足するおそれがあります。「首都直下地震避難対策等専門調査会報告」では、首都直下地震(マグニチュード7.3の東京湾北部地震、冬18時発災、風速15m/sのケース)が発生した場合、最大で約460万人の避難所生活者が発生し、東京23区で約60万人分の不足が発生すると推計されています。

しかし、避難者の中には、余震等に対する自宅の安全性を危惧して避難している人もいます。

応急危険度判定を迅速に実施することにより、安全が確認された自宅への早期復帰を促し、避難所生活者数の低減を図ることは、避難者対策として非常に重要です。

凡例

- 7万人分以上不足
- 4~7万人分不足
- 1~4万人分不足
- 0~1万人分不足
- 充足



東京23区における避難所収容数の不足状況
[避難所の耐震化の現状を考慮した場合]

応急危険度判定士への登録を考えてみませんか？

応急危険度判定士が行う判定作業は、二次的災害から人命を守り、また、被災地における避難者対策にも寄与する、**やりがいのある社会貢献活動**です。

建築士等の資格^(※)をお持ちで、まだ登録をされていない方は、応急危険度判定士への登録をぜひご検討ください。

判定士の登録は各都道府県で実施していますので、詳細は**お近くの都道府県建築担当部局**へお問い合わせください。

※ 一級建築士、二級建築士等。詳細については都道府県建築担当部局にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

奈良県 県土マネジメント部 地域デザイン推進局 建築安全推進課 建築審査係

TEL : 0742-27-7561 (直通) FAX : 0742-27-7790

<発行>内閣府、国土交通省、全国被災建築物応急危険度判定協議会 [事務局:(財)日本建築防災協会]

全国被災建築物応急危険度判定協議会ホームページ <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/Jimukyoku/Oukyu/Oukyu.htm>